

地域生活支援拠点等の登録事業所に係る各種加算について

2021年9月末時点

※地域生活支援拠点等を以下「拠点等」という

対象の福祉サービス	加算名等	加算単位	概要	運営規程に記載が必要な機能	運営規程への記載※1	体制等の届出変更届出※2
計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回 (月4回を限度)	拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、短期入所事業所への緊急時の受入の対応を行った場合 ※体験利用支援 記録書の提出	(1)相談 (2)緊急時の受入・対応 (3)体験の機会・場	要	要 (市町村)
短期入所	緊急短期入所受入加算	・180単位/日 ・270単位/日	指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむをえない事情がある場合は14日）を限度に算定 ※拠点等の機能を担う、担わないは問わない	—	—	—
短期入所 重度障害者等包括支援	【令和3年度新設】	+100単位/日	地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入に限らない） ・短期入所のサービス利用の開始日に加算	(2)緊急時の受入・対応 (3)体験の機会・場	要	要 (道)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	+50単位/回	地域生活支援拠点等として位置付けた事業所について、緊急時の対応を行った場合に加算 ・緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に、更に+50単位を上乗せ。	(2)緊急時の受入・対応	要	要 (道)
自立生活援助 重度障害者等包括支援	緊急時支援加算 I	+50単位/日				
地域定着支援	緊急時支援費 I	+50単位/日				
生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A、B	体験利用支援加算	+50単位/日	拠点等である指定障害者支援施設等において、日中活動系サービスの利用者が、指定地域移行支援を通じて障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合 ※15日以内に限り算定	(3)体験の機会・場	要	要 (道)
地域移行支援	障がい福祉サービスの体験利用加算	+50単位/日	地域移行支援の支給決定者で体験的な障害福祉サービスの利用を希望している者に、地域移行支援計画に位置付けてサービスの体験的な利用支援を行った場合 ※15日以内に限り算定			
施設入所支援	体験宿泊支援加算	120単位/日	施設利用者が指定地域移行支援と通じて宿泊体験を支援した場合			
地域移行支援	体験宿泊加算	+50単位/日	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 ※体験宿泊加算（I）および（II）を合計して15日以内に限り算定			

地域生活支援拠点等の登録事業所に係る各種加算について

2021年9月末時点

※地域生活支援拠点等を以下「拠点等」という

対象の福祉サービス	加算名等	加算単位	概要	運営規程に記載が必要な機能	運営規程への記載※1	事前の届出※2
生活介護	重度障害者支援加算Ⅱ	・7単位/日	重度障害者に対する手厚い支援体制（強度行動障害者養成研修修了者の配置）が整えられている場合 ※拠点等の機能を担う、担わないは問わない	-	-	-
		・180単位/日	支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別支援を行った場合 ※拠点等の機能を担う、担わないは問わない			
計画相談支援 障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2000単位/回 (月1回を限度)	拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報提供等を行い、他の福祉サービス事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合 ※地域体制強化共同支援 記録書の提出	(5)地域の体制づくり	要	要 (市町村)

※1 運営規定の変更については、変更後10日以内に指定権者（道または市町村）に変更届を提出してください

※2 加算は算定する月の前月15日までに指定権者（道または市町村）に介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書を提出してください

※3 各種加算の詳細は、各サービスの報酬告示及び留意事項等で確認してください

※4 上記加算の他に、地域生活支援拠点等を担う事業所であることを市町村に届出等をして選択ができる給付費は下記のとおりです

対象の福祉サービス	加算名等	加算単位	概要	運営規程に記載が必要な機能	運営規程への記載※1	事前の届出※2
計画相談支援	機能強化型(継続)サービス利用支援費の機能強化型(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ)1,864単位/月 継続 1,613単位/月 (Ⅱ)1,764単位/月 継続 1,513単位/月 (Ⅲ)1,672単位/月 継続 1,410単位/月	他の事業所と一体的に管理運営を行い指定特定相談支援事業を実施する事業所が、機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ)を選択する際の要件のひとつに、運営規定に置いて拠点等を担う事業所であることを定め、市町村長に届け出た事業所であることが定められている	(1)相談 (2)緊急時の受入・対応 (3)体験の機会・場 (4)専門的人材の確保・養成 (5)地域の体制づくり	要	要 (市町村)
障害児相談支援	機能強化型(継続)障害児支援利用援助費の機能強化型(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ)2,027単位/月 継続 1,724単位/月 (Ⅱ)1,927単位/月 継続 1,624単位/月 (Ⅲ)1,842単位/月 継続 1,527単位/月				